

橋本市令和 5 年 6 月豪雨による被災農地及び施設復旧事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、橋本市農業振興条例施行規則(令和 2 年橋本市規則第 38 号。以下「農業振興条例規則」という。)に基づく令和 5 年 6 月豪雨による被災農地及び施設復旧事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、農業振興条例規則及び橋本市補助金等交付規則(平成 20 年橋本市規則第 8 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において使用する用語の意義は、農業振興条例規則で使用する用語の例による。

(補助金の交付申請)

第 3 条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、令和 5 年 6 月豪雨による被災農地及び施設復旧事業補助金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書(様式第 2 号)
- (2) 事業が完了したことが分かる写真
- (3) 確認後の被災農地及び施設の届出の写し
- (4) 被災箇所ごとの領収書及び復旧工事費用の根拠が分かる明細書の写し
- (5) 振込先の通帳の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その交付又は不交付について決定するものとする。

- 2 前項の規定により当該補助金の交付を決定した場合にあっては、市長はその額についても併せて決定するものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、規則第 4 条の補助金等交付(不交付)決定通知書により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付を決定したときは、予算の範囲内で補助金を交付する。この場合において、規則第 9 条第 1 項の規定による補助金の請求及び規則第 11 条の規定による実績報告は、第 3 条の

規定による申請をもってされたものとみなし、規則第 12 条の規定による補助金の額の確定及びその通知は、前条の規定による決定及びその通知をもつてしたものとみなす。

(交付決定の取消し)

第 6 条 市長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金等交付決定取消通知書(規則様式第 9 号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(返還)

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、当該補助対象者に対し、補助金等返還通知書(規則様式第 10 号)により期限を定めて当該取消部分に係る補助金の返還を命じるものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

(補則)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にその交付の決定がされた補助金の交付及び当該決定の取消し並びに当該取消しに係る補助金の返還に係るこの告示の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

様式第1号(第3条関係)

年　月　日

(あて先)橋本市長

住所(所在地) _____
(団体名等) _____
氏名(代表者名) _____
連絡先 _____

令和5年6月豪雨による被災農地及び施設復旧事業補助金
交付申請書兼請求書

令和5年6月豪雨による被災農地及び施設復旧事業補助金について交付を受けたいので、令和5年6月豪雨による被災農地及び施設復旧事業補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請及び請求します。

記

被災届確認番号	
被災箇所番号	
復旧工事を実施した被災箇所番号	
交付申請額(請求額)	円
関係書類	(1)誓約書兼同意書(様式第2号) (2)事業が完了したことが分かる写真 (3)確認後の被災農地及び施設の届出の写し (4)被災箇所ごとの領収書及び復旧工事費用の根拠 が分かる明細書の写し (5)振込先の通帳の写し (6)その他市長が必要と認める書類

振込先口座情報

金融機関名		支店名	
区分	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第2号(第3条関係)

令和5年6月豪雨による被災農地及び施設復旧事業に伴う

誓約書兼同意書

私は、令和5年6月豪雨による被災農地及び施設復旧事業補助金の申請にあたり、次の事項について誓約及び同意いたします。

1. 申請書(関係書類を含む。)の内容に虚偽がないこと。
2. 農地等の所有者でない場合、所有者から復旧工事の了解を得ていること。
3. 復旧した農地等を5年間以上活用して、農業経営を継続します。
4. 橋本市に対して納期限が到来している債務はありません。なお、このことに関する納付状況の調査を承諾します。
5. 市が当該事業の交付や確認事務の適正な執行を図るため必要があると認めることは当該事業に関し必要な報告をし、又は調査に応じること。
6. 暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。

誓約及び同意の内容に偽りがあった場合は、令和5年6月豪雨による被災農地及び施設復旧事業補助金の交付決定の取消し及び返還に異議なく応じるとともに、橋本市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

年　　月　　日

(あて先)橋本市長

住 所

氏 名